V 研究ノート

研究者の発信メディアとしての雑誌論文の意義とその問題点

――学校評議員制度をめぐる言説を手がかりに――

筑波大学大学院 稲垣 篤一

1. 本稿の目的

近年、学校経営に関する雑誌論文(1)が多く見られる。その背景には、急速な教育改革や複雑な教育課題の噴出が、学校の教育活動や校長の経営実践をより複雑にし、困難なものにしているということが考えられよう。校長や教員にとって雑誌は、自らの経営実践や教育実践の改善に有用な情報を与えてくれる存在である。一方で研究者にとっては、自己の研究知見や研究情報を発信するメディア、チャンネルの一つである。そういったメディア、チャンネルには、学会発表や研究紀要、研究会、発表会、雑誌、書籍、研修会、インターネットなど多様にある(2)。そのなかでも雑誌論文は、学校現場の実践者つまり校長や教員などを主な対象とし、上述したように実践的に有用であろう情報を伝達することを主たる役割としていると考えられる。つまり、雑誌論文は実践的有用性が期待され、求められており、多くの研究者が雑誌を介して様々な言説を発信しているのである。

雑誌論文だけでなく、学会などの紀要における研究論文においても、実践的有用性を有した論文は見られるであろう。しかし、雑誌論文は、読み手が学校現場の校長や教員であることを意識し、 実践的に有用であろう情報を伝達するものである。読み手が学校現場の校長や教員であることを前提としている点で、雑誌論文と研究論文は大きく異なっていると考えられる。

では、読み手として校長や教員が想定され、また実践的有用性が期待され、求められる雑誌論文は、研究者が研究知見・情報を発信していくメディアとしてどのような意義を有し、また問題点を抱えているのだろうか。日本教育経営学会第 45 回大会 (2005) の課題研究においても、研究者の実践への関わり方について議論されているように、今日、研究と実践、または研究者と実践者の関係がどうあるべきか、どうありうるかは、重要な課題とされている。このように研究者の実践への関わり方が問われている現在、校長や教員など学校現場を対象として、研究者が研究知見・情報を発信するメディアである雑誌論文の有する意義と問題点を考えていくことは、学校経営研究にとって意義あることと考える。

そこで本稿では、雑誌論文において研究者が発信している言説を分析することを通して、その意義と問題点を明らかにすることを目的とする。学校経営に関わる全ての言説を取り上げることは紙幅の関係上、不可能であるため、近年の教育改革の重要な柱である開かれた学校づくり、特にその施策の中核である学校評議員制度をめぐる言説を対象としたい。学校評議員制度は、今までになかった異質な制度であり、学校に保護者・地域住民との新たな関係の構築を迫り、共に学校づくりに取り組んでいくことを求めており、校長や教員にとって、解決すべき新たな課題となっていた。こ

のように学校現場が今までにない新たな課題に直面しているなかにおいては、雑誌論文はその解決 に資する実践的に有用な情報を発信することがより強く求められていると考えられる。したがって、 学校にとって新たな課題であった学校評議員制度をめぐる言説を対象にすることは、実践的に有用 な情報を発信することを主な目的としている雑誌論文の意義と問題点を明らかにしていくうえで、 有効であると考えられる。

実践的有用性については、その概念自体について議論のあるところだが、ここでは「校長や教員が自身の経営実践や教育実践を展開する上で役に立つ、活用できるもの」とする。また、雑誌論文すべてが実践的有用性を有していると捉えることにはいささか乱暴であるとも考えられるが、本稿では、校長や教員にとって雑誌論文が、自らの経営実践や教育実践の改善に有用な情報を与えてくれる存在であると捉えることから、そこにおける言説は何らかの実践的有用性を有していると認識することとする。

2. 学校評議員制度をめぐる言説の特徴

言説の分析にあたって、Cinii の検索システムを使用し、「学校評議員」をキーワードに雑誌論文・研究論文の検索を行い、WebcatPlus で同様に書籍の検索を行なった。そしてそれらをもとに学校評議員制度に関わる書籍・雑誌論文・研究論文を抽出した。まず、その結果から、学校評議員制度に関わる書籍・雑誌論文・研究論文の全体的傾向を把握する(3)。その上で、研究者が執筆している雑誌論文における言説の特徴を明らかにする。

(1) 書籍・雑誌論文・研究論文の全体的傾向

書籍・雑誌論文・研究論文ともに、出版された年によって、2000年4月の学校教育法施行規則改正以前、2000年4月から12月、2001年、2002年、2003年のそれぞれ一年間、2004年1月以降の五つの期間に分類した。書籍は計5件あり、2000年4月から12月が1件、2001年、2002年のそれぞれの期間において、2件ずつ出版されている。雑誌論文・研究論文は計298件あり、そのうち大学や学会の紀要に掲載されているいわゆる研究論文は24件あった。研究論文については、2001年の一年間が11件と最も多く、それ以外の期間は2~4件であった(表1参照)。雑誌論文は274件あり、研究論文とは異なり、2000年4月から12月の期間が161件と最も多い。その後、年を経るごとに減っていき、2004年1月以降では13件となっている(表2参照)。また、雑誌論文を著者別に分類したのが表3である。これによると、雑誌論文の半分は校長・教員、もしくは教育委員会や文部科学省(文部省)といった教育行政関係者によって執筆されていることが分かる。

研究論文が最も多くなるのは、雑誌論文とは異なり 2001 年である。学校評議員制度を研究的に分析するためには、制度導入後一定程度の実践の積み重ねが必要となるからであろう。しかし、導入から一年以上経ち、実践も積み重ねられているにも関わらず、2002 年以降の研究論文は増加するどころか、年間 3 件程度で推移しており、研究論文は決して多くない。このような状況は、学校評議員制度に関する研究が蓄積されていないと言わざるを得ない。一方で、雑誌論文に関しては、2000

年4月から12月までの、制度導入直後の期間が最も多くなっている。しかし、最大で150件以上あったものが、五年後には約十分の一となっている。

表 1 研究論文件数

2000.4以前	2
2000.4~2000.12	2
2001	11
2002	3
2003	2
2004.1~	4
合計	24

表 2 雑誌論文件数

2000.4以前	23
2000.4~2000.12	161
2001	47
2002	15
2003	15
2004.1~	13
合計	274

表3 雑誌論文の著者別分類*

研究者	110
校長・教員・PTA	58
教育行政関係者	56
その他	22
合計	246

*著者の所属が確認できた 245 件を対象にしたが共著が 1 件あったため、合計は 246 件になっている。同じ人が 執筆している場合も、それぞれ 1 件としてカウントした。分類は、記事が掲載された時点での著者の所属に基 づいた。また、研究者とは大学もしくは研究所(国立及び民間)に在職している者を指し、その他には、教育 ジャーナリスト、雑誌編集部などが含まれている。

以上のような雑誌論文件数の推移は、次のことを示していると考えられる。雑誌論文は、上述したように校長や教員にとって、自らの経営実践や教育実践の改善に有用な情報を与えてくれる存在である。したがって、雑紙論文でテーマとされるものは、雑誌の編集者らによって、その時期の教育界の動向のなかで、学校現場で困難な課題として認識されていると判断されたものや社会的に関心度が高いと判断された教育に関わるトピック、新設された制度など、学校現場の校長や教員がその時期に直面しているだろうと判断された課題に関わるものが多くなるであろう。学校評議員制度が導入された2000年は、新たな制度にいかに取り組むかということが学校現場おいて課題であり、したがって、雑誌論文も多いと考えられる。しかし、導入からしばらく経つと、学校運営協議会などの他の新たな制度や、学校の危機管理といった教育課題などが生まれ、学校評議員制度の存在感は薄まっていき、それに関する雑誌論文は減少したと考えられる。

(2) 言説の特徴

次に研究者が執筆している雑誌論文における言説の特徴を明らかにする。ここでは、研究者が執 筆している雑誌論文 97 件を取り上げ、それらを分析した結果を示すこととする。

まず指摘できるのは、学校評議員制度の導入がどのような背景を持ち、教育改革の流れのなかで制度がどのように位置づけられるか、といった「制度導入の背景・制度理念」についての言説が多く見られたことである。たとえば小島は、学校評議員制度の意義を「学校と保護者等の対話が制度化したことに求めたい」とし、「それ(=学校評議員制度の導入、筆者注)によって実現すべき目標とされたものは開かれた学校経営ということである」と述べており⁽⁴⁾、若井も同様に述べている⁽⁵⁾。明石も学校評議員制度の導入によって、「校長が、学校外の人たちの意見を制度的に聞き、地域の教

育力の助けを借りながら学校づくりができるようになったのである」と指摘している(6)。また葉養は、学校評議員制は「『開かれた学校』、各学校の自主性強化という二つの流れが交差するところに現われてきた」と指摘しており(7)、藤井も同様の指摘をしている(8)。北神も「開かれた学校づくりをいっそう推進し、地域住民の学校運営への参画を図る仕組みとして制度化されたものが学校評議員制度である」と述べている(9)。このように、学校評議員制度の導入が開かれた学校づくりを実現させることを目標としているという制度理念を説明しているという特徴が見られた。

次に、「学校評議員の人選の在り方」についての言説が見られた。多くの研究者が学校評議員に誰を選ぶかということは、非常に大きな問題であるとしている。各研究者とも、制度の趣旨に基づき、幅広い分野から委嘱し、多様な立場の人々を評議員として選ぶことが望ましいとしながらも、その人選の基準については異なっていた。新堀は、「評議員は個人として校長に意見を述べることが期待されているから、組織や団体の代表者より、自由な立場からものがいえる人が望ましいし、ありのままの実態を知っている人が望ましい」としている(10)。下村は、町内会長の代表、地域の住民団体の代表、保護者代表、同窓会代表を候補として挙げ、また私立学校の経営者や校長にも一役買って欲しいと述べている(11)。また、今橋は「学校・生徒の状況の理解度から、PTAから選出されるのが制度の趣旨に合っている」と述べている(12)。一方で明石は、「現役のPTAの役員は評議員を兼務しないほうがよ」く、「なぜなら、PTA役員と学校評議員は基本的に役割が異なるからである」としている(13)。さらに加治佐は人選基準として、校長に協力的であること、政治的・宗教的中立性を守ること、学校周辺の地域の特色や実情に通じていることを挙げ、また学校の教育目的・教育計画との関連性、つまり学校の目的達成と計画遂行に貢献する人材という観点も人選基準に含めるべきとしている(14)。このようにどのように評議員を選ぶかについて、研究者から基準が示されていた。

また、「運営上の校長の役割・心構え」についての言説も見られた。小島は、「周囲のことに気配りをしなければならないが、校長が学校経営に自信を持ち、自律的な経営姿勢と意思決定力をもつ必要がある」としている(15)。また高橋は「校長が学校評議員の意見を求めるにあたって、とくに留意すべきことは、学校の教育目標とそれに基づく具体的な教育計画、またその実施状況についての自己評価を、それぞれ、具体的かつ定期的に、学校評議員に(保護者や地域住民にも)説明するということである」とし、「よりいっそう地域に開かれた学校づくりを推進するためには、校長は、目的的かつ積極的に、学校評議員から、保護者や地域住民の意向を聴取し、その意向を学校運営に生かすようにしなければならない」と述べている(16)。下村は「地元住民の意向なるものを総合的に把握するのも、価値観が多様化した現在、容易なことでは」ないとし、「意見を一致させるのは思いがけず困難が予想され」るため、「『学校経営の舵取り役』としての役割」が校長に求められるとしている(17)。永井も「校長の固有の専門的リーダーシップの資質次第で、学校評議員制の実質が左右される」としている(18)。また、水本は学校評議員制度の運営の仕方について「さまざまな意見や利害を調整しながら物事を進めることが必要である」と述べている(19)。そこでは、評議員に対して、もしくは評議員が一堂に会する評議委員会なるものにおける校長の役割や心構えが言及されていた。

一方で、亀井は「校長には、現代社会における人間の問題として児童・生徒の生活や学習を考える人間学の専門家としての見識が期待され」、「同時に、経営の専門家としての方針を提示する必要がある」と述べ、さらに「学校評議員の会での討論の内容に関して一般教員に確実に伝達する必要があ」り、「同時に校長として、その発言をどのように受けとめているのか、そして学校経営をどういう方針で展開しようとしているのかを一般教職員に提示する必要がある」と述べている⁽²⁰⁾。また北神は、学校評議員制度と職員会議の位置関係を「校長を媒介としながらも、相互に連関する機関(組織)」とし、「それぞれの持つ役割と機能を有効に機能させる校長のリーダーシップが重要な鍵を握ることとなる」と述べている⁽²¹⁾。このように、学校評議員制度の運営において、校長が学校評議員と教員の間でどのような役割を果たすべきか、教員に対してどのように行動するべきかという点についても、言及されていた。

第四に、「経営活動・教育活動における学校評議員制度の役割」についての言説も見られた。飯田は学校の自己点検・自己評価に、学校評議員制度を活かすことの必要性を提起している(22)。高階は「新しい教育の実現には、学校と保護者や地域住民が、摩擦や衝突を上手に回避しながら、互いに知恵や創意を出し合って、協力し合いながら望ましい教育実現を図ろうとする働き」が必要であり、「学校評議員会はその仲介役だと考える」としている(23)。また、堀井、高階はそれぞれ、総合的な学習の時間、体験的な学習・問題解決的な学習と学校評議員との関わりを述べるなかで、地域の人材や施設を活用する際に学校評議員が窓口となる必要性を指摘している(24)。玉井も同様に、学校・家庭・地域が連携した子どもの育成を述べるなかで、学校評議員が窓口や支援者となることの必要性を述べている(25)。

第五に、外国の類似制度について検討し、日本の学校評議員制度への示唆を得ようとする「外国の類似制度」についての言説も見られた。馬場や沖はイギリス学校理事会を参考に、学校評議員の構成の在り方について述べている⁽²⁶⁾。小松もまた、イギリスの学校理事会について紹介している⁽²⁷⁾。古賀はアメリカの学校評議員制度と日本のそれとを比較し、「父母・地域住民の意思、さらには直接の学習主体である生徒のニーズを調整し、関係当事者全体のコンセンサスを形成していくこと」の重要性を指摘している⁽²⁸⁾。フランスの類似制度については、藤井が日本と比較し、評議員の意識や資質向上の仕組みの必要性を述べている⁽²⁹⁾。また、ドイツについては柳沢が類似制度である学校会議について紹介している⁽³⁰⁾。

雑誌論文における言説は、「制度の背景・制度理念」「学校評議員の人選のあり方」「運営上の校長の役割・心構え」「経営活動・教育活動における学校評議員制度の役割」「外国の類似制度」について主に言及しているという特徴があることが明らかになった。

3. 考察

このような特徴を持つ言説を有する雑誌論文は、研究者の発信メディアとしてどのような意義を 持っているのであろうか。第一に、「制度の背景・制度理念」「経営活動・教育活動における学校評 議員制度の役割」の言説から、答申や制度の内容を紹介し、新設される制度に対する校長や教員の理解を進める、という意義が考えられる。第二に、「学校評議員の人選のあり方」「運営上の校長の役割・心構え」の言説からは、新設される制度の対してどのように対応していくべきか、どのように制度を運営、実施していくべきかについて校長や教員に助言を与えるという意義が考えられる。第三に「外国の類似制度」の言説から、外国の類似制度を紹介することで、制度についての理解を深め、また実践上の留意点などを外国の事例をもとに提示し、円滑な制度実施の実現に資するという意義が考えられる。これらの意義を総じて言えば、研究者がそれまでの学校経営学研究などの蓄積や自身の研究成果から、新たな制度がどのような理念を有しているのか、またそれにどう対応していくべきかについて、校長や教員がとるべき方向性や方法を提示するということであろう。しかしながら、その段階で終わってしまってはいないだろうか。

学校評議員制度の目的は、1987年の臨時教育審議会第三次答申で提言された「開かれた学校」を 実現するものであると考えられる。したがって、学校評議員制度が開かれた学校づくりを実現して いくなかでどのように機能したのか、あるいは、どのような課題に直面し、それをどのように乗り 越えて開かれた学校づくりを実現していったのか、またはそこにおける校長、教員の役割とは何で あったかなどについて、実践的研究の成果をもとに学校現場に発信していくという役割が、実践的 有用性が期待され、求められる雑誌論文にはあるのではないだろうか。たとえば、「運営上の校長の 役割・心構え」についての言説では、「学校経営の舵取り役」「自律的な経営姿勢と意思決定力」「学 校評議員制度と職員会議の持つそれぞれの役割と機能を有効に機能させる校長のリーダーシップ」 「校長の固有の専門的リーダーシップ」といった抽象的な表現が多い。これらが具体的にどのよう なリーダーシップであるのか、校長に求められる役割とはどのようなものなのか、どのような経営 実践が求められるのかなどを伝達していくことが必要とされるのではないだろうか。また、「外国の 類似制度」の言説のなかで、アメリカと比較して「関係当事者全体のコンセンサスを形成していく こと」の重要性を指摘した言説があったが、それこそ学校評議員制度の本質的な課題であって、い かにコンセンサスを形成するか、それを可能にする要因、もしくは阻害する要因とは何かを伝達し ていくことが必要なのではないだろうか。学校評議員制度に関する雑誌論文は、制度発足当初は非 常に多く見られたが、その後大幅に減少し、その内容もいかに学校評議員制度に対応するべきか、 いかに運営していくべきかなどの目的論的なものに終始している。制度の導入期に、その概要や運 営上の留意点を示すだけではなく、実際運営されるなかで、どのように開かれた学校づくりに貢献 していったか、それを可能にした要因とは何であるかを伝達していくことが、制度を実践している 学校現場にとって有用なのであり、雑誌論文の役割、つまりは研究者の役割ではないだろうか。

しかしながら、学校はそれぞれ個別的な条件によって規定されており、特に開かれた学校づくりの場合、前提としてある地域社会と学校の関係、保護者と学校の関係が重要な要因となっている。したがって、加治佐が指摘しているように、一般化・共通化された研究知見・情報では個々の学校の条件に対応できないこともあり、結局学校現場にとって有用ではなくなってしまう(31)。つまり、

学校評議員制度がどのように開かれた学校づくりに貢献していったか、それを可能にした要因とは何であるかを研究上明らかにし、それを雑誌論文を介して発信していったとしても、学校現場にとっての有用性は低くなり、雑誌論文は実践的に有用な情報を伝達するという役割を果たせなくなる。研究者の研究知見・情報を発信するメディアとしての雑誌論文の意義とは、学校現場が新たな制度や教育課題に対して何らかの備えをすることを助けるという点にあり、そこが限界である、ということなのだろうか。

確かに加治佐が指摘するように、学校は個別の条件に規定されており、一般化・共通化された研究知見・情報、またはある特定の学校の実践を分析した結果得られた知見・情報は、すべての学校にとって必ずしも有用ではないだろう。しかし、学校評議員制度を積極的に活用し、学校改善を成した学校において、そこにいかなる要因が存在したかを、その学校が置かれている個別的条件とともに伝達していくことは、学校現場の校長や教員が自校の状況を振り返るということを促し、また改善への足がかりとなっていくことも期待できるのではないだろうか。そこに研究者の研究知見・情報を発信するメディアとしての雑誌論文の意義を求めることもできるのではないだろうか。そのためには、多様な実践的研究の蓄積が前提として必要とされよう。

研究者が研究知見・情報を発信するメディアとしての雑誌論文は、学校現場の教育実践に有用な情報を、それまで蓄積された研究知見から伝達することを主たる役割としている。そのような雑誌論文の研究知見・情報の発信メディアとしての意義は、新たな制度への心構えや求められる役割、制度理念などを伝達し、新たな制度や直面する教育課題に何らかの備えをすることへの助けとなる、という点にある。しかし、雑誌論文の意義はそれだけに留まらず、制度を運用する際に生まれてくる課題や問題をいかに発見し、解決して制度理念を実現し、学校改善を成すか、そこに介在する要因とは何かなどについて多様な実践的研究の蓄積をもとに、学校にはそれぞれ既存の条件があることを留意しつつ伝達し、学校の自己改善に資する、という点にもある。学校評議員制度に関して言えば、前者の意義は実現されていると捉えられるが、後者の意義については、その点についての言説が見られなかったこと、また、学校評議員制度についての研究の蓄積自体が脆弱なことから、その意義は実現されていないと考えられる。今後、実践的研究の蓄積と雑誌論文において後者の意義の実現を図っていくことが求められよう。

本稿は学校評議員制度に焦点を絞り、分析、考察を行ってきた。学校評議員制度が最近の制度である以上、雑誌論文では、そもそも紹介や助言の域を超えるものはあまり期待できなかったのではないかと考えることもできる。しかし、制度施行後6年という期間が、紹介や助言を超えたものを発信していくための研究を蓄積する期間として短いとは必ずしも言えないのではないだろうか。本稿で示した雑誌論文の問題点が、制度施行から時間がたっていないから起こるものなのか、それとも研究者が研究知見・情報を発信するメディアとしての雑誌論文の一般的な問題点なのか、または学校評議員制度が持つなんらかの特質によるものなのかなどについて、今後、他の制度についても同様の分析、考察を行い、明らかにしていくことを通して、研究者が研究知見・情報を発信するメ

ディアとしての雑誌論文の意義と問題点をより鮮明にしていくことが今後の課題であると考える。

最後に、研究者が雑誌論文を介して研究知見・情報を発信していく際の問題点について触れておく。第一に、言説を分析するなかで、特に雑誌論文に顕著であったのは、研究者が他の研究者の主張や意見を参照しないことである。たとえば、「学校評議員の人選の在り方」の言説において、評議員の構成に PTA を含めるべきであるという主張がある一方で、含めるべきではないと主張する研究者もいた。相反する主張であるにも関わらず、両方の研究者とも反対の主張があることを示してはおらず、この傾向は多くの雑誌論文において見られた。学校現場に研究知見・情報を伝達していく際には、「このような反対の主張があるものの、自分はこのような理由からこう提言する」というように正確に情報を伝えることが研究者には求められるのではないだろうか。

第二に、研究者が雑誌論文を介して、情報を発信していく際の媒介者の問題である。天笠は「情 報伝達をめぐり隠然たるパワーを持った"媒介者"が存在」しているとし、その役割が大きくなっ てきているとしている。そして、媒介者は「教育経営研究に関する情報の流れの道筋、量、質の調 節などの役割を実質的に果たし、その進展を大きく左右する」とし、「教育経営の有用性について、 これらの人々の判断基準が大きな影響力を持つようになった」と述べている(32)。天笠は 1998 年の 社会状況をふまえて述べているが、情報通信産業がますます発達した今日、媒介者の影響力は大き くなることはあっても、小さくはなっていないであろう。ここでいう媒介者とは、雑誌や書籍の編 集に携わる人のことであろう。つまり、研究者がどのような情報を発信するかは、研究者自身で全 て決められるものではなく、媒介者による制約を少なからず受けているのではないかということで ある。書籍・雑誌論文・研究論文の全体的傾向の部分でも触れたが、雑誌論文において何をテーマ とするかは、編集者側の判断に拠るところが大きいと考えられ、雑誌論文の二つ目の意義の実現は 容易ではないだろう。近年、研究者と実践者の関係の在り方について論じられることが多い。しか し以上のことを踏まえるならば、その二者の間に存在する媒介者の存在も検討しなければならず、 雑誌論文の意義を実現するためにも、研究者と媒介者の関係、媒介者と実践者の関係、さらには、 研究者と媒介者と実践者という三者の関係の在り方について考えていく必要があるのではないだろ うか。

<注>

⁽i) 本稿においては、大学や学会のなどの紀要ではない、いわゆる商業誌に掲載される論文、記事を含めて雑誌論文と呼ぶこととする。

⁽²⁾ 天笠茂「教育経営研究の発信と受信に関わって」『日本教育経営学会紀要』40号、第一法規、1998、131頁。

^{(3) 2005}年10月14日時点での検索結果に基づいている。

⁽⁴⁾ 小島弘道「保護者の参加の仕組みと並行させた運営を」『現代教育科学』43巻10号、明治図書、2000、8-10頁。

⁽⁵⁾ 若井彌一「学校の運営組織の見直しと学校評議員制度提言の検討」『教職研修』27巻5号、教育開発研究所、1999、143頁。

- (6) 明石要一「学校評議員制度はどのように活用すればよいか」『現代教育科学』45巻7号、明治図書、2002、16頁。
- (7) 葉養正明「学校評議員制度のねらいは何か」葉養正明編『学校評議員読本』教職研修総合特集第 140巻、教育開発研究所、2000、14頁。
- (8) 藤井穂高「学校評議員制度の現状と課題」『学校経営』46巻13号(臨時増刊号)、第一法規、2001、 24頁。
- ⁽⁹⁾ 北神正行「学校評議員と職員会議の関係をどう考えたら良いか」葉養正明編、前掲書、30 頁。
- (10) 新堀通也「評議員の人選しだい」『現代教育科学』43巻10号、明治図書、2000、7頁。
- (III) 下村哲夫「登場した学校評議員―やはり舵取り役は校長」『総合教育技術』52巻2号、小学館、2000、129頁。
- (12) 今橋盛勝「学校評議員制度と学校協議会」『教育』51巻5号、国土社、2001、6-13頁。
- (13) 明石、前掲論文、20頁。
- (14) 加治佐哲也「校長は学校評議員をどう推薦するか」葉養正明編、前掲書、21-25頁。
- (15) 小島、前掲論文、10頁。
- (16) 高橋英臣「校長の求めに応じて意見を述べるとは」葉養正明編、前掲書、2000、29頁。
- (17) 下村、前掲論文、130頁。
- $^{(18)}$ 永井聖二「開かれた学校づくりに学校評議員制度をどう生かすか」『教職研修』 28 巻 9 号、教育開発研究所、 2000、49 頁。
- (19) 水本徳明「学校評議員を生かし、学校としての説明責任をどう果たしていくか」『教職研修』28巻9号、教育開発研究所、2000、62頁。
- (20) 亀井浩明「一堂に会して意見交換・意見陳述できる機会の運営をどう進めるか」葉養正明編、前掲書、2000、41頁。
- (21) 北神、前掲論文、33頁。
- (22) 飯田稔「学校評議員制を活かしているか」『教職研修』31巻6号、教育開発研究所、2003、60-63 頁。
- (33) 高階玲治「共創を目指す学校評議員制を」『現代教育科学』43巻10号、明治図書、2000、42頁。
- (24) 堀井啓幸「学校評議員と『総合的な学習の時間』」葉養正明編、前掲書、84-87頁。高階礼治「学校評議員と体験的な学習・問題解決的な学習への支援」葉養正明編、前掲書、80-83頁。
- (25) 玉井康之「学校評議員と学校・家庭・地域が連携した子どもの育成」葉養正明編、前掲書、88-91 頁。
- (26) 馬場将光「学校評議員の設置と運用をどう図っていくか」『教職研修』27巻6号、教育開発研究所、1999、82-85頁。沖清剛「イギリスの学校評議員制度」葉養正明編、前掲書、200-204頁。
- (27) 小松郁夫「イギリスの学校評議員制度」『学校経営』46巻6号、第一法規、2001、28-35頁。
- (28) 古賀一博「アメリカの学校評議員制度」、葉養正明編、前掲書、196-199頁。
- (29) 藤井佐和子「フランスの学校評議員制度」葉養正明編、前掲書、209-212頁。
- (30) 柳沢良明「ドイツの『学校会議』 葉養正明編、前掲書、205-208頁。
- (31) 加治佐哲也「課題研究報告 教育経営の社会的基盤の変容と研究の有用性 総括」『日本教育経営学会紀要』40号、第一法規、1998、136-137頁。
- (32) 天笠、前掲論文、1998、131-132頁。